

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第2号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 物品管理（物品現在高調査）に関する事務

所管所属：健康局

通知日：令和7年2月17日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>健康局における専門図書の管理について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査において、健康局保健所管理課（以下「管理課」という。）が所管する物品のうち、専門図書「ネルソン小児科学」について現物の確認ができなかった。</p> <p>当該事実を受け、管理課が所管する他の専門図書の管理状況を確認したところ、令和5年度末時点で所管する専門図書306冊のうち、上記の「ネルソン小児科学」を含めた126冊の所在を把握できていないことが判明した。</p> <p>また、健康局では、要領に基づき、各課で利用する専門図書を総務課で一括購入した場合、暫定的に総務課所管の物品として登録した上で管理しているが、令和5年度末時点で総務課が所管する専門図書のうち、管理課が利用部署として登録されている66冊について確認したところ、15冊の所在を把握できていなかった。</p> <p>両部署とも、上記の専門図書について、毎年度末に実施する現在高調査において、現物の確認を実施していなかったが、現在高があるものとして、健康局の物品担当課である健康局総務部経理課へ、現在高調査の結果を報告していた。</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>1. 健康局は、専門図書について保管換の手續を実施し、実在場所を把握できていないものは実在場所を調査した上で、台帳等を整理されたい。あわせて、今後同様の事態が起こらないよう、専門図書の所在等を把握し適切に管理する仕組みを構築し、運用されたい。</p> <p>2. 健康局は、現在高調査について、第三者的な立場の職員を立ち会わせるなど、有効に実施するための手法を検討した上で、物品管理の重要性と定められた手續を改めて周知し、実施されたい。</p>	<p><b>【1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年1月6日付けで専門図書の保管換の手續が完了した。</li> <li>所在不明となっている専門図書について調査を行い台帳の整理を完了した。</li> <li>あわせて、令和6年12月20日付で、「医学図書・専門誌購入等事務処理要領」を改訂し、総務課での一括購入後すみやかに利用課へ保管換を行うことや、備品としての管理方法の詳細を追記し、運用を開始した。</li> <li>また、今回指摘を受けた管理課において、専門図書の管理方法として保管場所を指定し、保管場所から誰がいつ持出したか把握できる明文化したルールを作成した。令和6年11月22日の行政医師連絡会で周知を行い令和7年1月6日より運用を開始する。</li> </ul> <p><b>【2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度以降、物品現在高調査実施時には、今回の指摘や物品管理の重要性について周知するとともに、各部・各事業所において課・事業所間で抽出した物品のクロスチェックを実施し、専門図書の現物と台帳を照合し確認する。</li> <li>物品現在高調査表にクロスチェックの実施者を追記し、物品担当課である経理課へ報告する。</li> </ul>	措置中	(令和7年5月末)